

第2章

第4期柏市ひとり親家庭等自立促進計画

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と趣旨

ひとり親家庭の親は、子育てと家計の支え手をひとりで担うため、肉体的、精神的な負担が大きく、また経済的に困窮している家庭も多いことから、家族や生活の様々な課題に直面しています。

このようなひとり親家庭等の現状に対応するため、国では、経済的支援を中心とした施策から、就業支援を中心とした総合的な自立支援施策への転換を目指し、平成14年3月に「母子家庭等自立支援対策大綱」を発表しました。これを受けて、「児童扶養手当法」、「母子及び寡婦福祉法」、「児童福祉法」の改正が進められたほか、平成15年4月には母子及び寡婦福祉法第11条第1項の規定に基づいて、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を定め、地方自治体では、より一層の支援を推進していくことが求められました。

また、平成26年10月には「母子及び父子並びに寡婦福祉法」が改正され、ひとり親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、こどもが心身ともに健やかに成長できるよう、こどもの貧困対策等も含めた、ひとり親家庭等への支援施策の拡充が進められてきました。

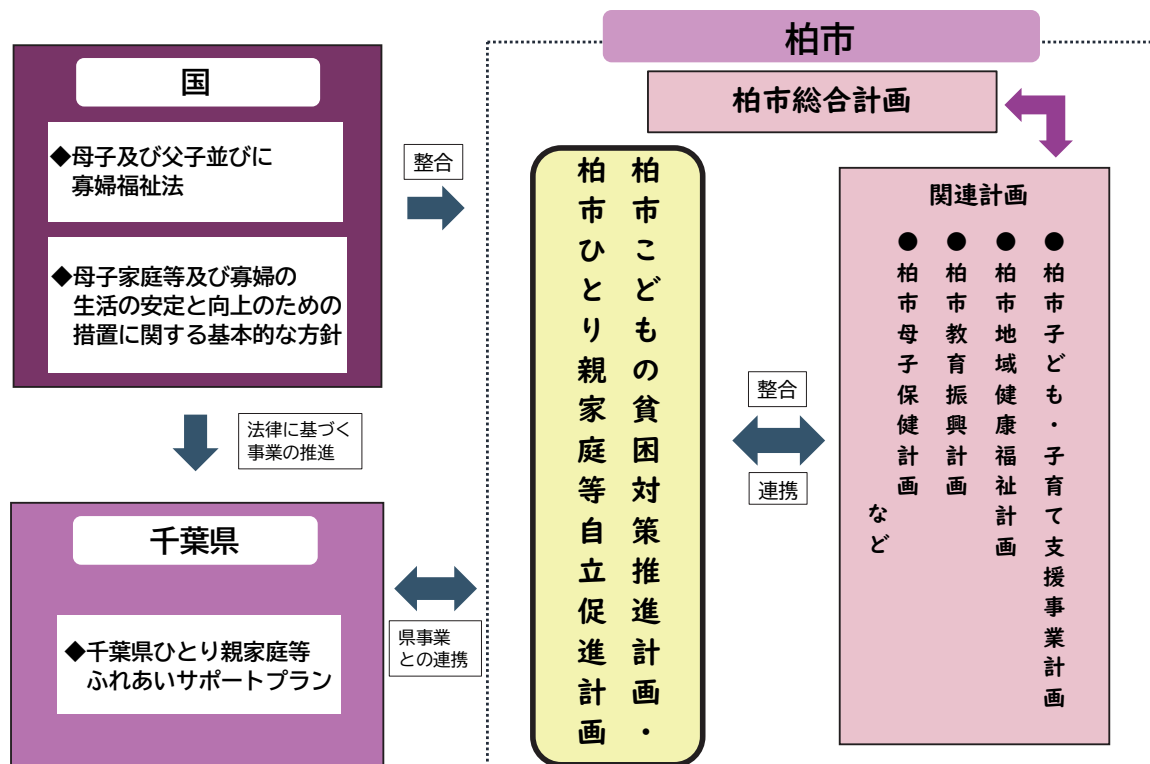
このような背景のもと、柏市においても、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づき、「第1期柏市母子家庭等自立促進計画」（平成22年度～平成26年度）、「第2期柏市ひとり親家庭等自立促進計画」（平成27年度～令和元年度）、「第3期柏市ひとり親家庭等自立促進計画」（令和2年度～令和6年度）を策定し、ひとり親家庭等の自立支援に資するために様々な施策を推進してきました。

このたび、令和6年度で終期を迎える第3期計画を引き継ぎ、令和7年4月を始期とする「第4期柏市ひとり親家庭等自立促進計画」（以下「本計画」という。）（令和7年度～令和11年度）を策定しました。この計画では、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」の主旨も踏まえた上で、ひとり親家庭等の社会的な自立の促進とそのこどもの健やかな育成に向けて、総合的かつ計画的に施策の展開を図っていきます。

(2) 計画の位置付けと関連計画

本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく「自立促進計画」とします。なお、国が定める「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（令和2年厚生労働省告示第78号）」を踏まえ策定しています。

また、「柏市総合計画」のうち、ひとり親家庭等を対象とする取り組みに関する部門計画として位置付けます。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、法律や大綱の見直しの動向を踏まえるとともに、各施策の実施状況及び成果を見極めた上で、必要に応じ計画の見直しを行い、令和11年度以降も継続的に取り組んでいきます。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
柏市子ども・ 子育て支援 事業計画	第2期計画期間				柏市子ども・子育て支援事業計画（第3期計画期間）				
柏市こどもの 貧困対策 推進計画	第1期 計画期間	コロナウイルス等の影響により延長			柏市こどもの貧困対策推進計画（第2期計画期間）・ 柏市ひとり親家庭等自立促進計画（第4期計画期間）				
柏市ひとり 親家庭等自 立促進計画	第3期計画期間								

(4) 計画の対象

本計画の対象は、市内の「母子家庭」及び「父子家庭」とその養育する「こども」並びに「寡婦」とします。

また、本計画で使用している用語の説明は、次のとおりです。

母子家庭	配偶者のいない女性と20歳未満のこどもがいる世帯で、同居親族がいる場合を含む。配偶者が精神上、身体上の障害により長期に渡り労働能力を失っている場合等も含む
父子家庭	配偶者のいない男性と20歳未満のこどもがいる世帯で、同居親族がいる場合を含む。配偶者が精神上、身体上の障害により長期に渡り労働能力を失っている場合等も含む
寡婦	配偶者のいない女性であって、かつて母子家庭として20歳未満のこどもを扶養していたことのあるかた
ひとり親家庭	母子家庭（母子世帯）及び父子家庭（父子世帯）
ひとり親	母子家庭（母子世帯）の母及び父子家庭（父子世帯）の父

2 柏市の現状と取り組み

(1) 柏市におけるひとり親家庭等の状況

項 目		令和元年度	令和 5 年度
常住人口		426,224 人	432,985 人
うち 18 歳未満		65,990 人	66,204 人
世帯数		187,739 世帯	196,147 世帯
児童生徒数	小学生	22,116 人	21,948 人
	中学生	9,857 人	10,538 人
児童扶養手当 (ひとり親世帯)	認定世帯数	2,807 世帯	2,582 世帯
	受給世帯	2,266 世帯	1,976 世帯
	支給停止世帯	541 世帯	606 世帯
	受給児童数	3,404 人(5.2%)※1	2,979 人(4.5%)※1
	未就学児	568 人(16.7%)※2	458 人(15.4%)※2
	小学生	1,217 人(35.8%)※2 (5.5%)※3	930 人(31.2%)※2 (4.2%)※3
	中学生	756 人(22.2%)※2 (7.7%)※3	737 人(24.7%)※2 (7.0%)※3
	高校生等	863 人(25.4%)※2	854 人(28.7%)※2
離婚率		1.62%※4	1.51%※4

※ 常住人口、世帯数は各年度 4 月時点、児童生徒数は各年度 5 月時点、児童扶養手当は各年度 1 2 月末時点、離婚率は令和 2 年及び令和 5 年の 1 月～1 2 月の数値

※1 18 歳未満人口に占める割合

※2 受給児童数に占める割合

※3 児童生徒数に占める割合

※4 人口動態調査で算出された 1,000 人あたりに占める離婚した人の割合

柏市における人口及び世帯数、18 歳未満の児童数は微増傾向となっています。

また、児童扶養手当の認定者である、ひとり親世帯については、世帯数及び児童数は減少傾向となっています。

(2) これまでの取り組み

① 子育て・生活支援

◆保育

(令和6年1月現在)

年度	年齢	幼稚園	認定 こども園 (教育利用)	認可保育所 認定こども園 (保育利用)	認可外 保育施設	その他
令和 2年度	5歳児 (約3,700人)	44.1%	11.6%	41.8%	1.0%	1.5%
令和 5年度	5歳児 (約3,800人)	35.5%	12.8%	49.5%	1.0%	1.2%

◆一時保育（認可保育園）

年度	実施箇所	利用人数
令和2年度	29 箇所	8,196 人
令和5年度	27 箇所	5,199 人

◆一時保育（はぐはぐポケット中央）

年度	実施箇所	利用人数
令和2年度	1 箇所	742 人
令和5年度	1 箇所	1,749 人

◆病児・病後児保育

年度	利用状況
	病児・病後児保育
令和2年度	2 箇所・15 人
令和5年度	2 箇所・149 人

◆学童保育（こどもルーム）

年度	小1～3年生		小4～6年生	
	入所児童数	待機児童数	入所児童数	待機児童数
令和2年度	2,754人	0人	268人	3人
令和5年度	3,450人	0人	282人	10人

◆子育て短期支援事業（ショートステイ）

年度	利用児童数	利用日数			
		日帰り	夜間	宿泊	延べ日数
令和2年度	31人	220日	26日	523日	769日
令和5年度	70人	124日	76日	875日	1,075日

◆子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用目的（単位：日）

年度	疾病	仕事	出産	育児疲れ	冠婚葬祭	看護	その他
令和2年度	315	121	12	304	0	3	14
令和5年度	324	248	20	457	0	0	26

◆ファミリー・サポート・センター事業

年度	利用件数／登録者数	ひとり親利用件数／登録者数
令和2年度	5,831件／2,082人	45件／66人
令和5年度	9,146件／2,426人	48件／43人

「一時保育（はぐはぐポケット中央）」、「病児・病後児保育」、「子育て短期支援事業（ショートステイ）」については、令和2年度から令和5年度の間で、利用者が顕著に増加していることがうかがえます。

また、「ファミリー・サポート・センター事業」について、「利用件数/登録者数」は増加傾向にあるものの、ひとり親向けの利用料助成件数はほぼ横ばいとなっています。

◆市営住宅の入居状況

世帯数		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
新規申込 世帯数	ひとり親世帯	10	23	24	24
	全 体	155	188	192	214
当選世帯数	ひとり親世帯	3	4	4	1
	全 体	22	30	27	26
入居世帯数(全体)		659	648	643	627

令和 5 年度時点で、市営住宅は市内に 1 2 か所、8 3 2 戸（平成以降に建設した住宅は 2 か所のみ）あります。

② 就業支援

（１）ハローワークとの連携強化

◆相談等実績

(延べ件数)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
相談対応件数	1, 799	1, 784	1, 538	1, 343
就労件数	183	234	220	197
うちひとり親	22	29	33	13

柏市・千葉労働局・ハローワーク松戸による協定を締結し、市役所内にハローワークの出先機関を開設、ひとり親と母子・父子自立支援員、ハローワーク就労支援ナビゲーターの三者同席のもと就労相談を実施しています。

相談対応件数及び就労件数については、年々減少傾向となっています。

（２）資格取得の促進

◆就労・自立支援センター事業

講座名		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
初任者研修	受講者	10 人	16 人	5 人	4 人
	資格取得者	9 人	14 人	4 人	4 人
実務者研修	受講者	7 人	8 人	6 人	5 人
	資格取得者	7 人	6 人	6 人	5 人
パソコン研修	受講者	—	—	—	8 人
	修了者	—	—	—	5 人
メイクセミナー	受講者	—	—	17 人	20 人

※令和 5 年度からパソコンのスキルを向上させるためのパソコン講習会を実施

※令和 4 年度から就労や採用面接などで役立つメイク術を学ぶセミナーを実施

③ 養育費確保支援

◆母子・父子自立支援相談事業（養育費相談の実績）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
71件	48件	43件	57件

◆弁護士による法律相談事業（実績）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
41人	43人	49人	61人

※令和5年度から相談枠を4日（12人分）増設

◆公正証書等の作成費用及び養育費保証会社との初回保証料への補助事業

年度	公正証書等の申請件数		養育費保証契約
	公正証書	調停調書	
令和3年度	8件	1件	0件
令和4年度	6件	1件	0件
令和5年度	13件	1件	0件

養育費確保支援事業における、「母子・父子自立支援相談事業（養育費相談の実績）」について、令和5年度は令和4年度の43件から14件増加し、57件となっています。

また、「弁護士による法律相談事業（実績）」については、年々増加傾向となっています。

「公正証書等の作成費用及び養育費保証会社との初回保証料への補助事業」については、令和3年度から開始した事業であり、公正証書の申請件数は令和5年度で13件となっています。

④ 経済的支援

◆母子・父子寡婦福祉資金貸付

新規貸付件数	修学資金	就学支度資金	修業資金	技能取得資金	生活資金	転宅資金	住宅資金
令和2年度	7件	1件	0件	1件	2件	0件	0件
令和3年度	3件	2件	0件	0件	0件	0件	0件
令和4年度	4件	1件	0件	0件	0件	0件	0件
令和5年度	4件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
合 計	18件	4件	0件	1件	2件	0件	0件

◆児童扶養手当新規認定請求数

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
新規認定請求数	321 件	292 件	259 件	261 件

◆児童扶養手当

手当支給者数 (人)	受給認 定者数	受給 者数	全部支 給者数	一部支 給者数	全部停 止者数	支給金額 (千円)
令和 2 年度	2,753	2,204	1,108	1,096	549	1,061,966
令和 3 年度	2,709	2,129	1,033	1,096	580	1,016,130
令和 4 年度	2,624	2,048	990	1,058	576	974,262
令和 5 年度	2,582	1,976	970	1,006	606	963,425

「母子・父子寡婦福祉資金貸付」について、多くがこどもの就学に係る費用の貸付であり、令和 5 年度は修学資金のみとなっています。

「児童扶養手当新規認定請求数」については、令和 4 年度まで減少傾向にありましたが、令和 5 年度に微増しています。

「児童扶養手当」の支給金額は年々減少傾向となっています。

◆母子・父子自立支援員による相談事業

相談内容(延べ件数)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
住 宅	45	41	66	42
医療・健康	88	60	67	70
家庭紛争	376	285	357	432
養 育	207	154	148	149
教 育	155	121	182	258
就 労	410	406	368	426
養育費	71	48	43	57
生活保護	26	17	19	11
児童扶養手当	64	54	62	58
母子父子寡婦福祉資金	143	119	101	170
その他	175	164	208	232
合 計	1,760	1,469	1,621	1,905

「母子・父子自立支援員による相談事業」については、家庭紛争に関する相談が最も多く、就労、養育に関する相談も多くなっています。また、生活保護に関する相談については年々減少傾向となっています。

3 ひとり親家庭等の生活に関する実態把握

実態調査

I 調査の概要

■調査の目的・掲載内容について

「第4期柏市ひとり親家庭等自立促進計画」の策定に向け、ひとり親世帯等の生活実態及び就労状況等を把握する調査を行い、計画策定の基礎資料とするために「柏市ひとり親世帯等調査」を実施しました。

■実施方法及び実施時期

◎実施方法

調査は郵送による調査依頼後、WEB 調査方式にて回答

◎実施時期

令和6年1月18日～令和6年2月18日

■調査対象及び有効回答数・有効回収率

調査対象は児童扶養手当の資格登録者1,200人に依頼し、427件の有効回答（有効回収率35.6%）がありました。

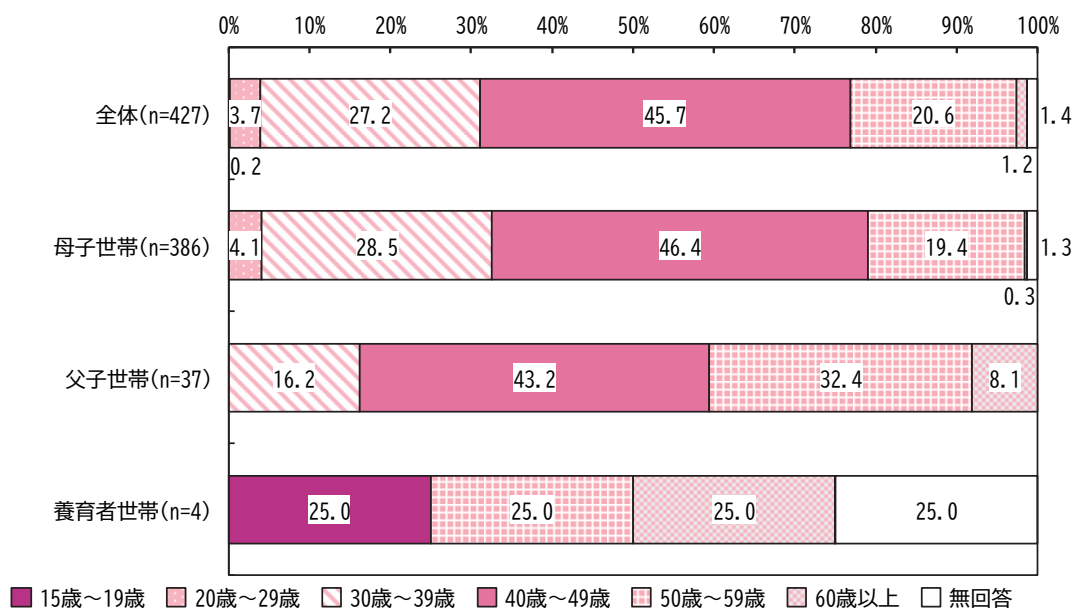
調査対象（調査票種類）	依頼数	有効回答数	有効回収率
児童扶養手当の資格登録者	1,200 人	427 件	35.6%

Ⅱ 調査結果

① 世帯の状況

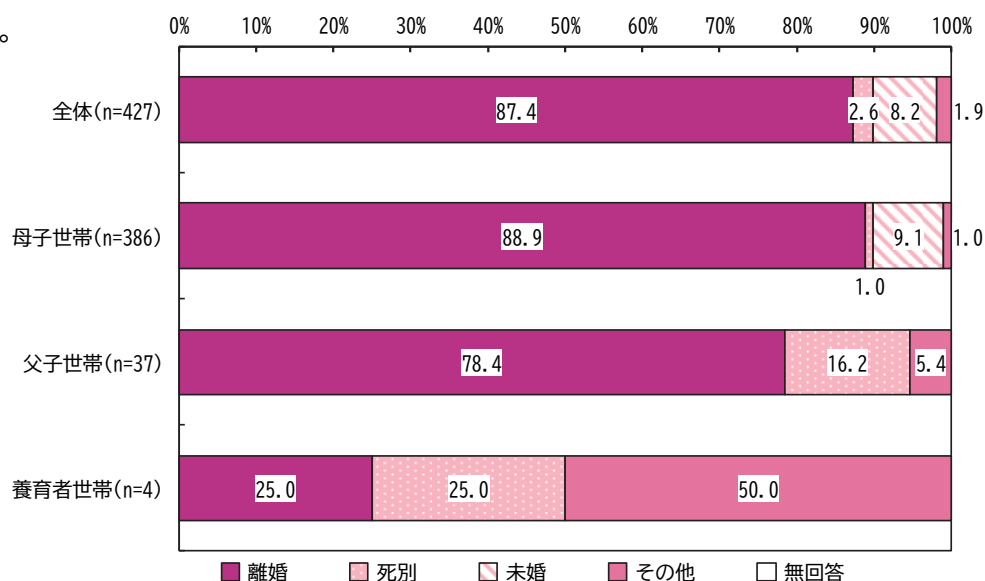
◆世帯×現在の年齢

現在の年齢を世帯別にみると、母子世帯では「40～49歳」が46.4%で最も多く、次いで「30～39歳」が28.5%、「50～59歳」が19.4%となっています。父子世帯でも「40～49歳」が43.2%と最も多く、次いで「50～59歳」が32.4%、「30～39歳」が16.2%となっています。



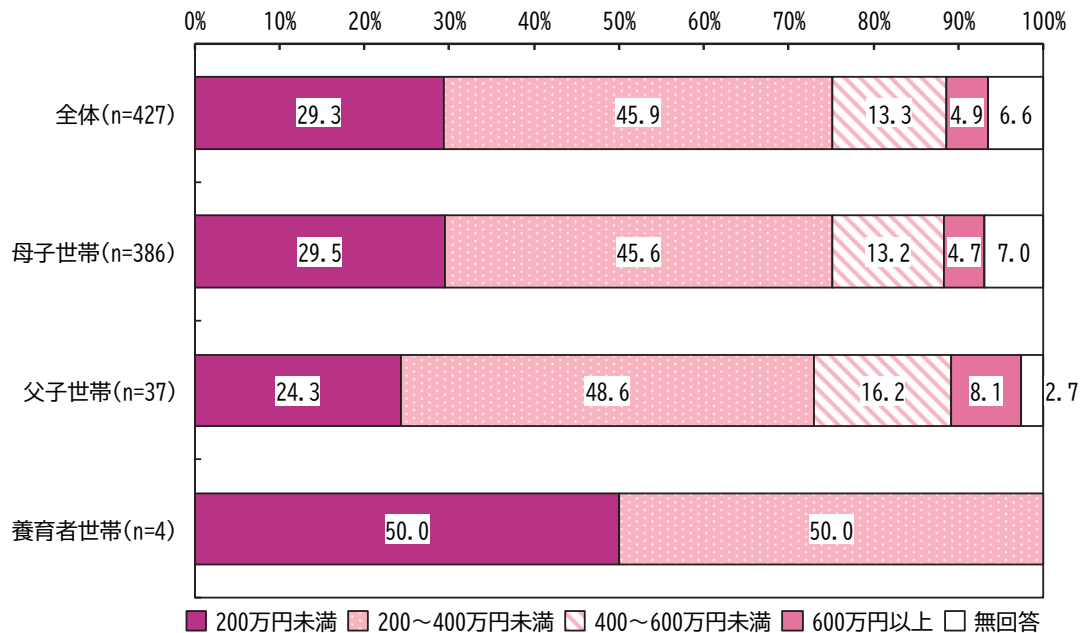
◆世帯×ひとり親になった理由

ひとり親になった理由を世帯別にみると、母子世帯・父子世帯では「離婚」(母子世帯：88.9%、父子世帯：78.4%)が最も多くなっています。また、母子世帯では「未婚」が9.1%、父子世帯では「死別」が16.2%と、いずれもほかの世帯と比べて割合が多くなっています。



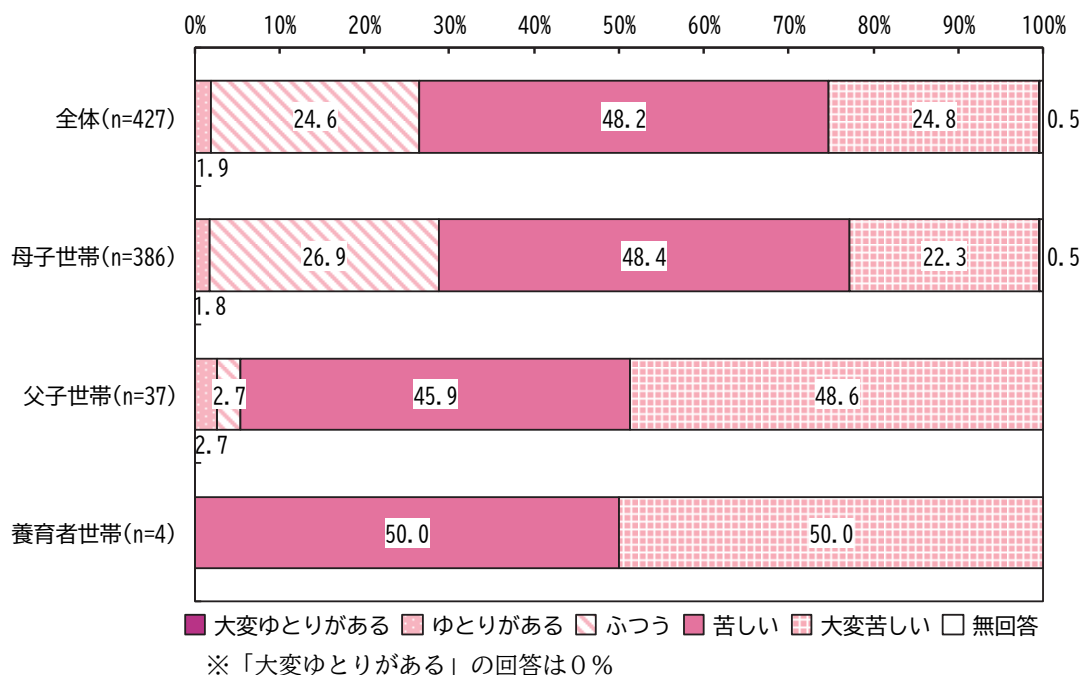
◆世帯×総世帯収入（４区分）

総世帯収入を世帯別にみると、おおむね全体と同じ傾向にありますが、母子世帯では「200万円未満」（29.5％）が父子世帯（24.3％）と比べて5.2ポイント多くなっています。



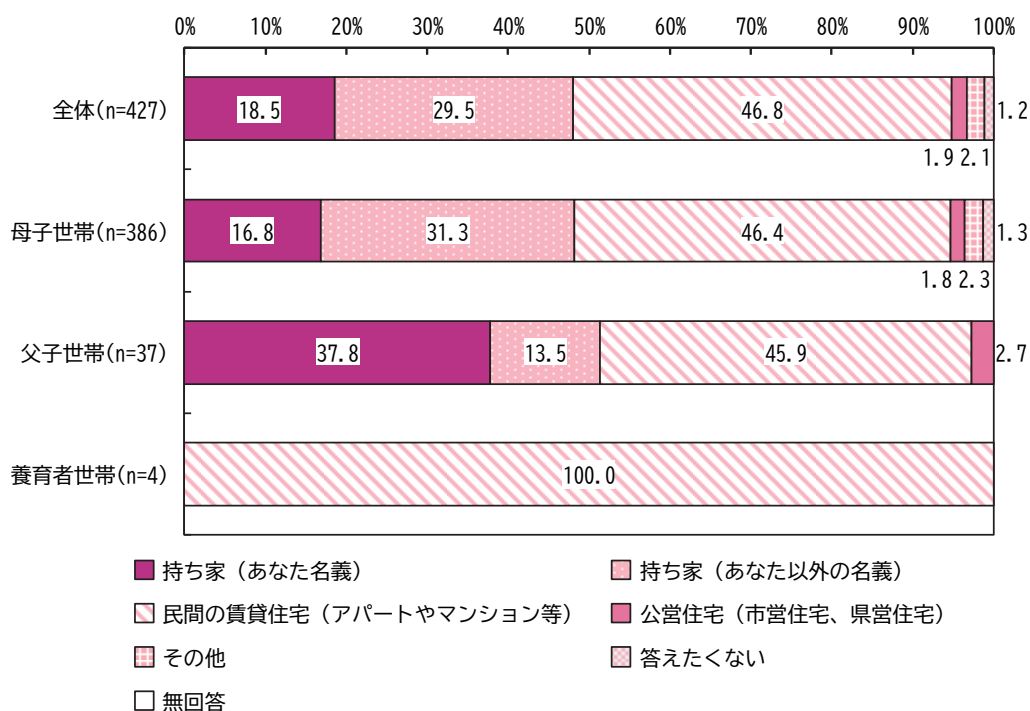
◆世帯×生活の状況

生活の状況を世帯別にみると、「苦しい」と「大変苦しい」を合わせた『苦しい』の割合は、母子世帯で70.7％、父子世帯で94.5％、養育者世帯で100％となっています。



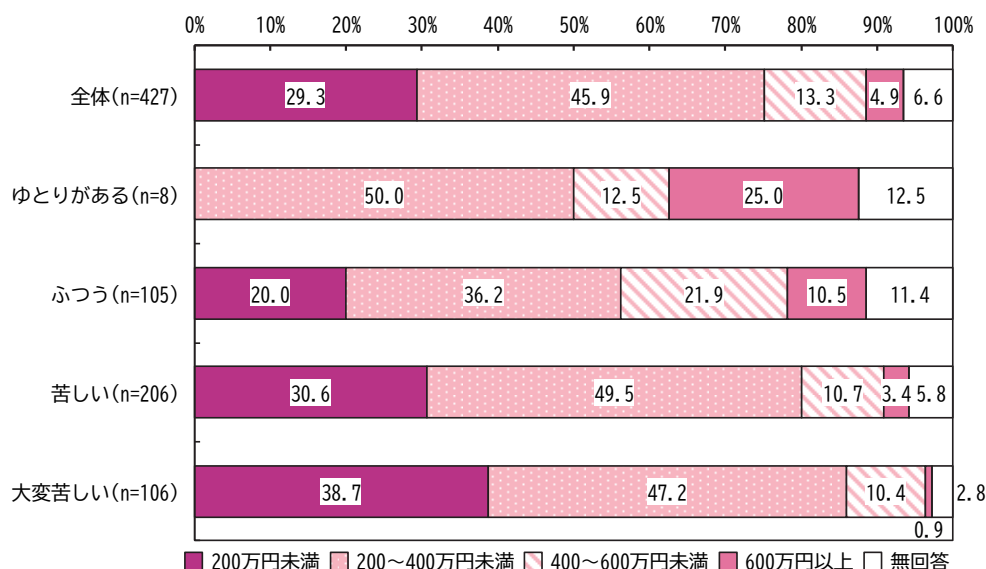
◆世帯×住まい

住まいを世帯別にみると、どの世帯も「民間の賃貸住宅」（母子世帯：46.4％、父子世帯：45.9％、養育者世帯：100％）が最も多くなっています。また、父子世帯では「持家（あなた名義）」が37.8％、母子世帯では「持家（あなた以外の名義）」が31.3％で、いずれもほかの世帯と比べて割合が多くなっています。



◆生活状況×総世帯収入（4区分）

総世帯収入を生活状況別にみると、“大変苦しい”では「200～400万円未満」が47.2％、「200万円未満」が38.7％、“苦しい”では「200～400万円未満」が49.5％、「200万円未満」が30.6％となっています。総収入が400万円未満の世帯には苦しい状況であることがうかがえます。



◆生活状況×現在の悩みごと（複数回答）

現在の悩みごとを生活状況別にみると、“ゆとりがある”では「自分の健康のこと」「（お子さんの）教育や将来のこと」（ともに37.5%）が、“ふつう”では「（お子さんの）教育や将来のこと」（65.7%）が、“苦しい”と“大変苦しい”では「収入のこと」（苦しい：84.5%、大変苦しい：90.6%）が、それぞれ最も多くなっています。

単位（%）

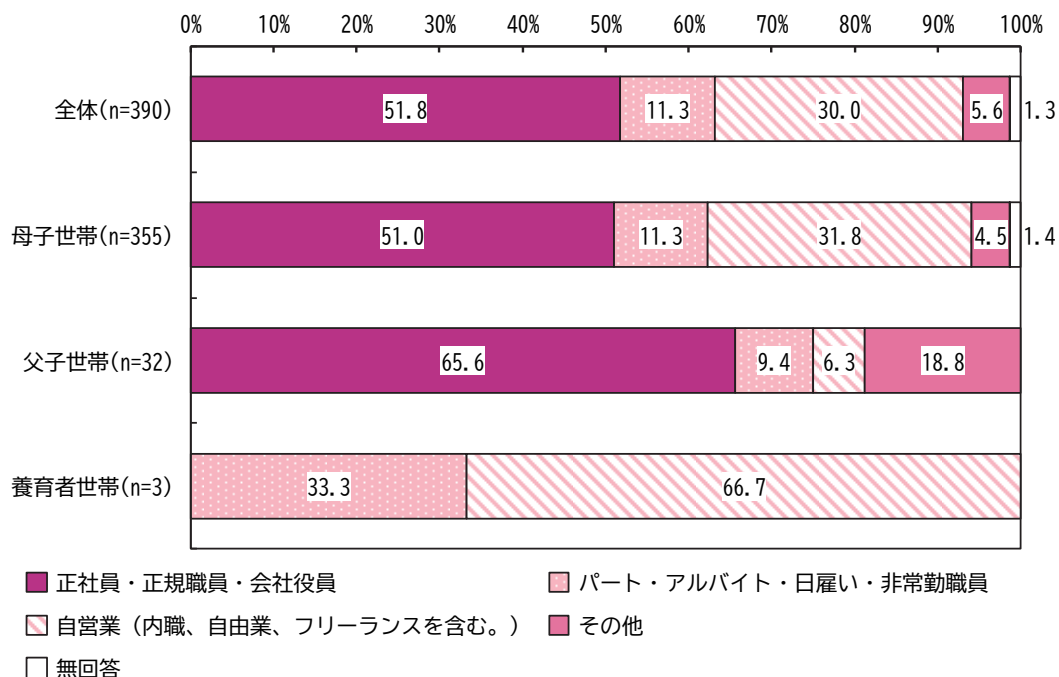
	全体 (件)	住居のこと	仕事のこと	収入のこと	家事のこと	自分の健康のこと	親族の健康・介護のこと	生活態度のこと (お子さんのこと)	教育や将来のこと (お子さんのこと)
全体	427	25.1	35.6	76.6	18.7	38.2	16.9	17.8	64.9
ゆとりがある	8	12.5	25.0	12.5	12.5	37.5	0.0	12.5	37.5
ふつう	105	13.3	27.6	52.4	15.2	37.1	17.1	17.1	65.7
苦しい	206	28.6	36.9	84.5	16.0	35.4	13.6	16.5	67.5
大変苦しい	106	31.1	42.5	90.6	28.3	44.3	24.5	21.7	61.3

	全体 (件)	交友関係のこと (お子さんのこと)	学区のこと (お子さんのこと)	栄養、食事のこと (お子さんのこと) 健康や	障がい (お子さんのこと)	その他	特に悩みや困った ことはなかった	無回答
全体	427	12.6	5.6	18.3	8.9	1.9	3.5	0.7
ゆとりがある	8	12.5	12.5	12.5	12.5	0.0	25.0	0.0
ふつう	105	5.7	1.9	10.5	6.7	1.0	9.5	2.9
苦しい	206	12.1	5.3	18.0	6.8	1.5	1.0	0.0
大変苦しい	106	19.8	9.4	26.4	15.1	3.8	0.9	0.0

② 就業の状況

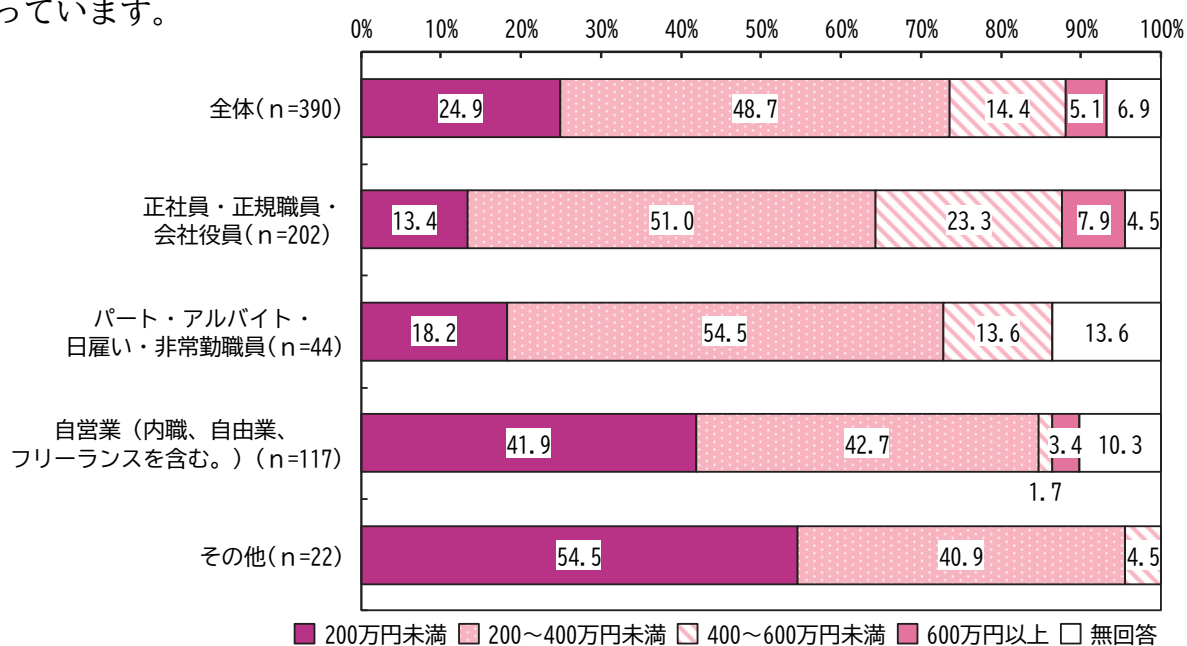
◆世帯×現在の雇用形態

現在の雇用形態を世帯別にみると、母子世帯・父子世帯では「正社員・正規職員・会社役員」（母子世帯：51.0％、父子世帯：65.6％）が、それぞれ最も多い割合となっています。



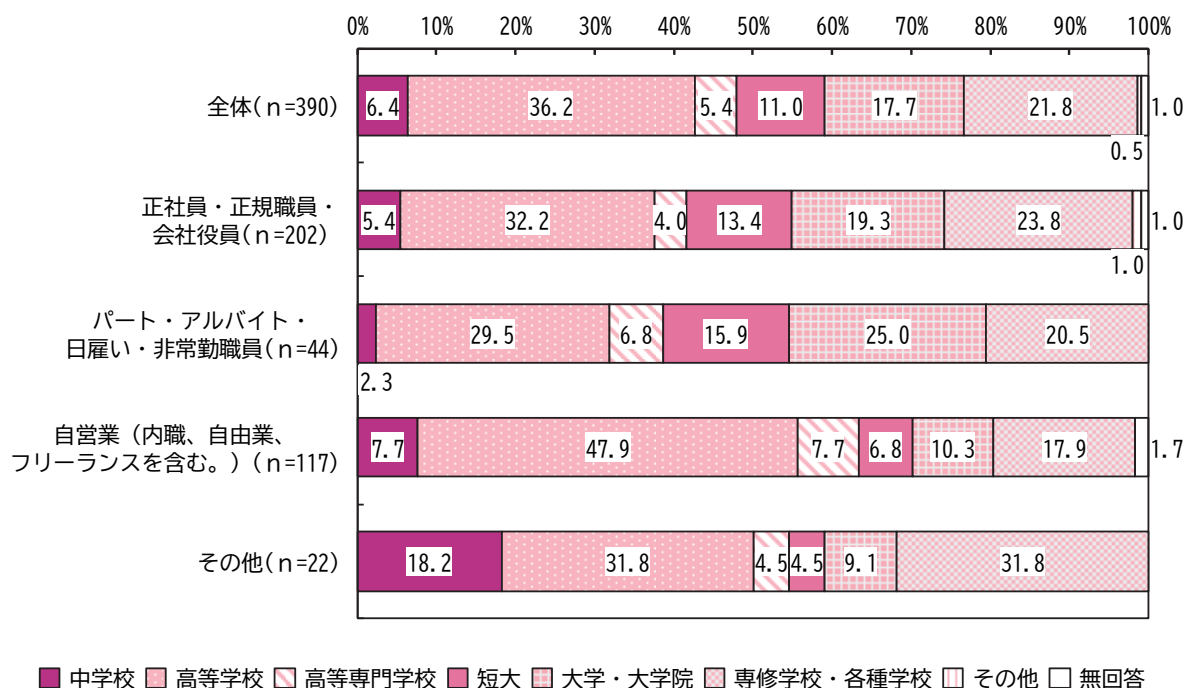
◆雇用形態×総世帯収入（4区分）

総世帯収入を雇用形態別にみると、その他を除いた雇用形態で「200～400万円未満」（正社員等：51.0％、パート等：54.5％、自営業等：42.7％）の割合が最も多くなっています。



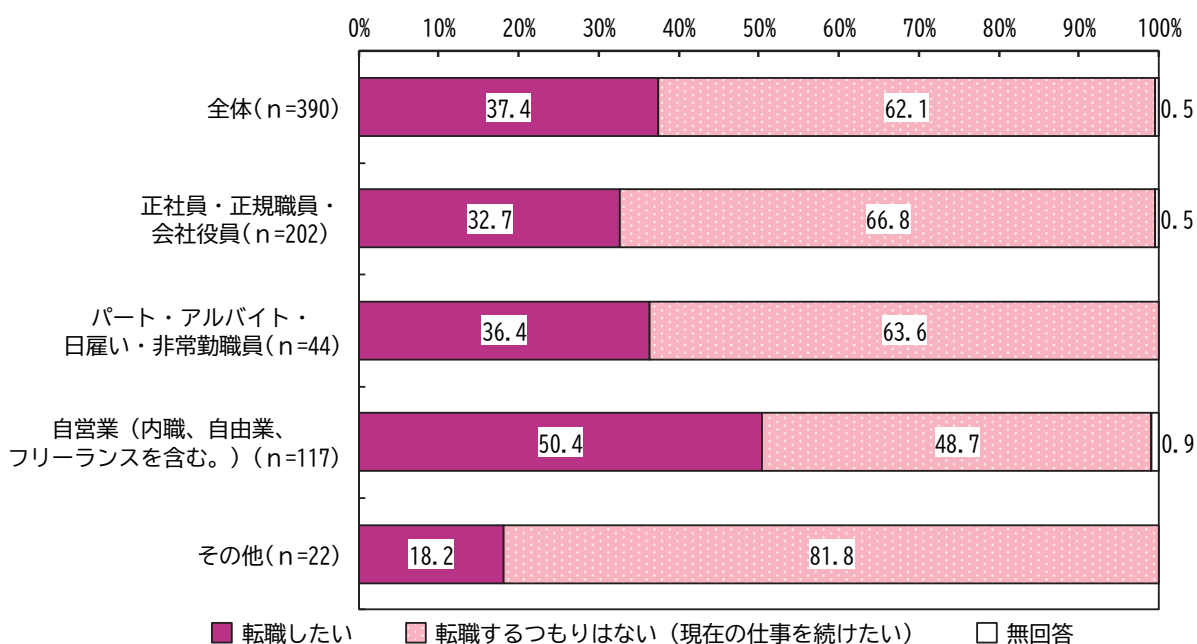
◆雇用形態×最終学歴

最終学歴を雇用形態別にみると、どの雇用形態でも「高等学校」(正社員等：32.2%、パート等：29.5%、自営業等：47.9%、その他：31.8%)の割合が最も多くなっています。



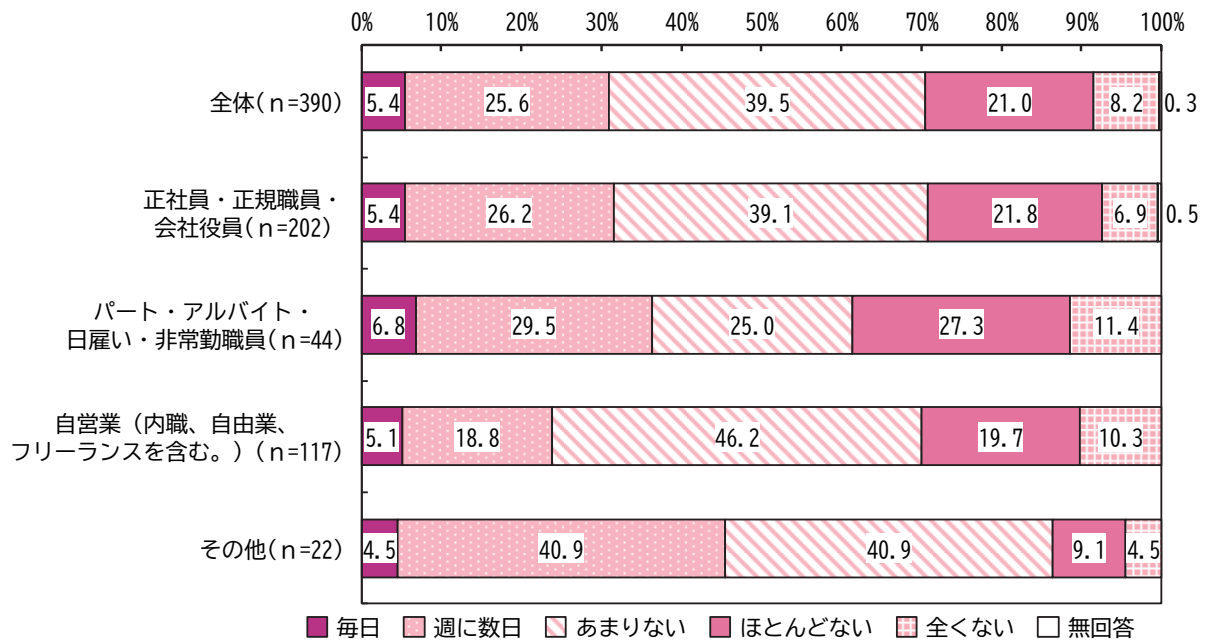
◆雇用形態×転職の希望

転職の希望を雇用形態別にみると、自営業(内職、自由業、フリーランスを含む。)では「転職したい」(50.4%)が、それ以外の雇用形態では「転職するつもりはない(現在の仕事を続けたい)」(正社員等：66.8%、パート等：63.6%、その他：81.8%)の割合が最も多くなっています。



◆雇用形態×家事や育児の負担に伴う仕事への支障

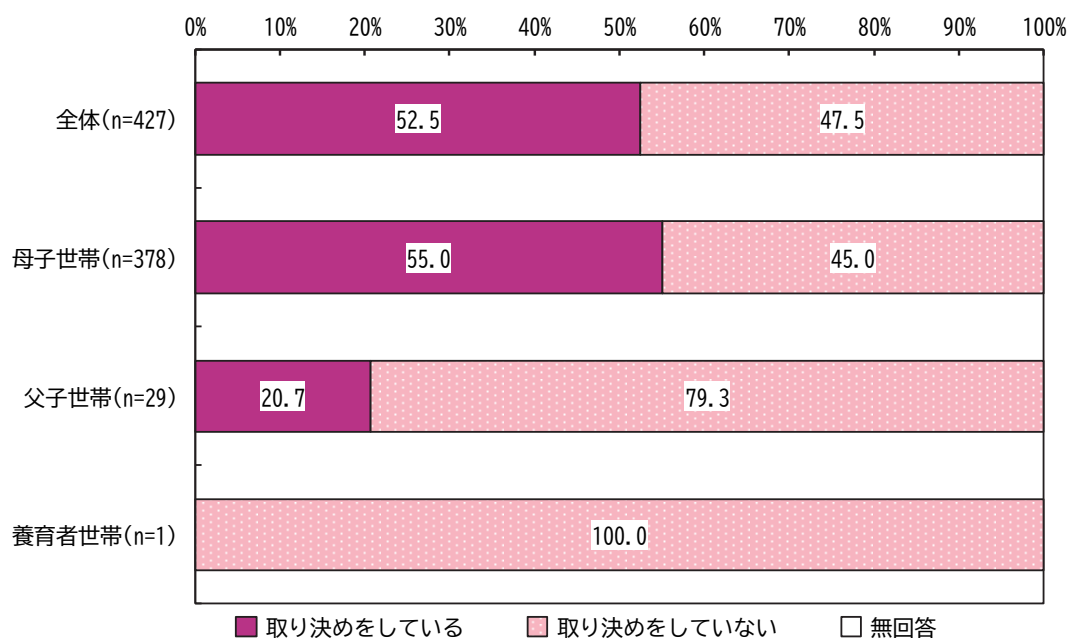
家事や育児の負担に伴う仕事への支障の度合いを雇用形態別にみると、「毎日」と「週に数日」を合わせた『ほぼ毎日』の割合は、自営業（内職、自由業、フリーランスを含む。）を除き、3割を超えています。



③ 養育費等の状況

◆世帯×養育費の取り決め

養育費の取り決め状況を世帯別にみると、母子世帯では「取り決めている」(55.0%)が、父子世帯では「取り決めているない」(79.3%)が最も多くなっています。



◆世帯×養育費を取り決めていない理由

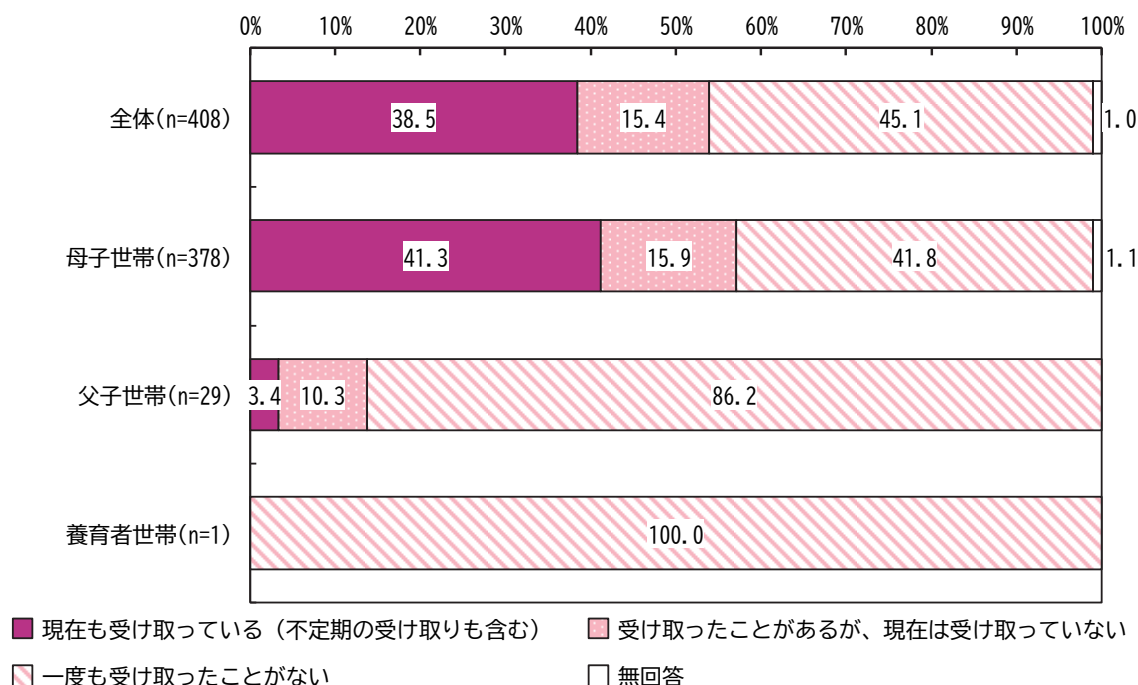
養育費の取り決めていない世帯に理由を聞いたところ、母子世帯では「相手に支払う意思がないと思ったから」(30.6%)が、父子世帯では「相手と関わりたくないから」(43.5%)がそれぞれ最も多い割合となっています。

単位 (%)

	全体 (件)	相手に支払う 意思がない と思ったから	相手に支払う 能力がない	相手に養育費を 請求できない	取り決めの交渉 をしたが、ま とまらなかつた から	現在交渉中又 は今後交渉予 定であるから	相手と関わり たくないから	自分の収入等 で経済的に 問題ないから	その他	無 回 答
全体	194	30.4	23.2	0.0	6.7	2.1	27.3	0.5	9.8	0.0
母子世帯	170	30.6	22.9	0.0	7.6	2.4	25.3	0.6	10.6	0.0
父子世帯	23	30.4	21.7	0.0	0.0	0.0	43.5	0.0	4.3	0.0
養育者世帯	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

◆世帯×養育費の受給状況

養育費の受給状況を世帯別にみると、母子世帯・父子世帯では「一度も受け取ったことがない」（母子世帯：41.8％、父子世帯：86.2％）が、それぞれ最も多い割合となっています。



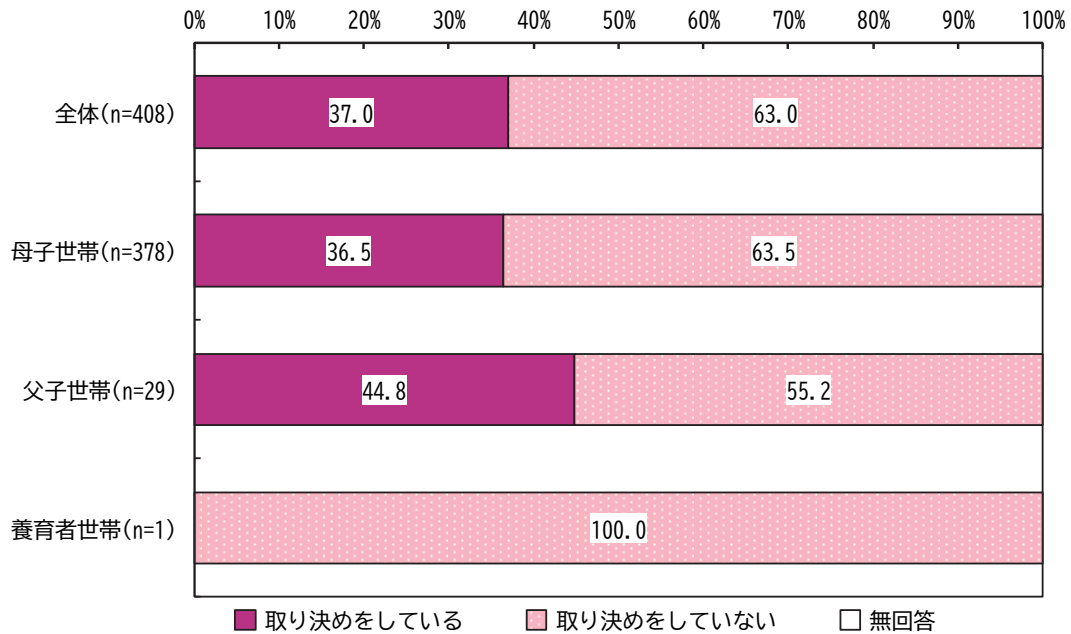
◆世帯×養育費を請求しない最大の理由

現在受け取っていない世帯に、養育費を請求しない最大の理由を聞いたところ、母子世帯・父子世帯では「相手と関わりたくないから」（母子世帯：31.6％、父子世帯：66.7％）が最も多くなっています。

		単位（％）							
	全体 （件）	知らない おこな なかつ たから	おこな なかつ ても受 け取れ	相手と 関わり たくない から	手続き がわし いから	お金が かかる から	相手の 居場所 が	その他	無回答
全体	341	0.6	14.4	34.3	3.2	4.1	5.3	13.8	24.3
母子世帯	313	0.6	13.4	31.6	3.5	3.8	5.8	14.7	26.5
父子世帯	27	0.0	22.2	66.7	0.0	7.4	0.0	3.7	0.0
養育者世帯	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

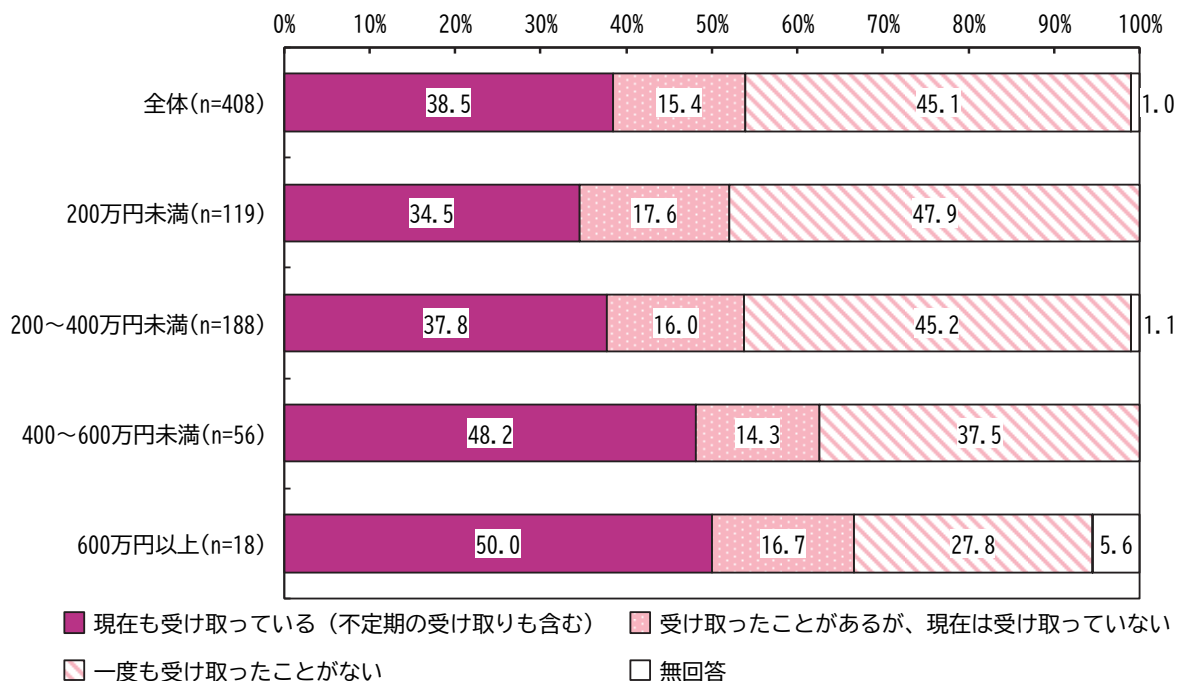
◆世帯×親子交流の実施状況

親子交流について取り決めているかを世帯別にみると、どの世帯でも「取り決めている」（母子世帯：63.5%、父子世帯：55.2%、養育者世帯：100%）が最も多くなっています。



◆世帯総収入×養育費の受給状況

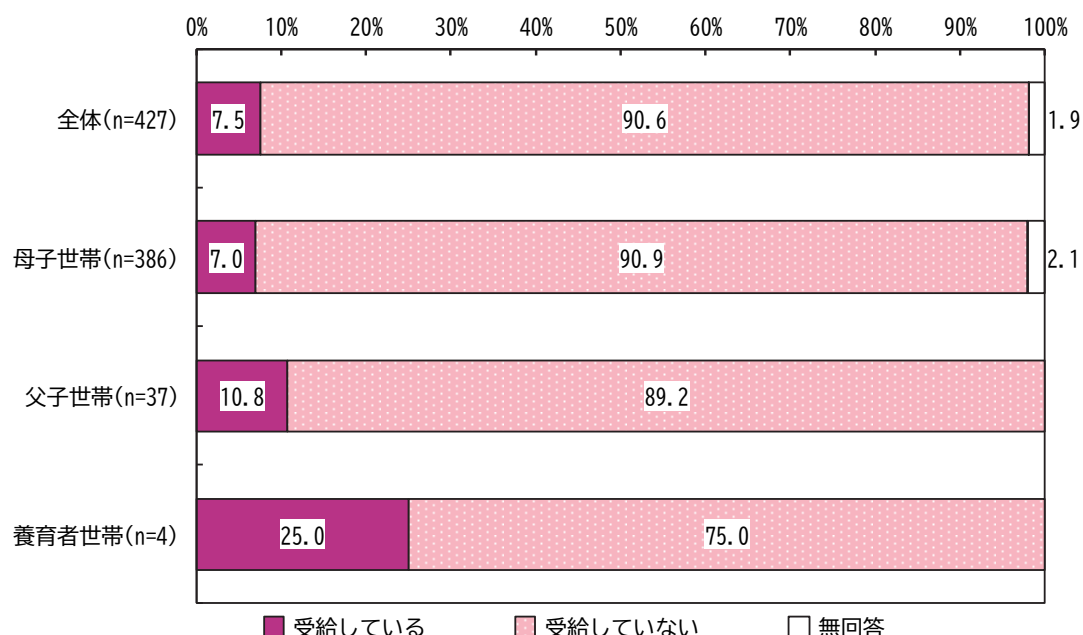
養育費の受け取り状況を世帯総収入別にみると、200万円未満・200～400万円未満では「一度も受け取ったことがない」（200万円未満：47.9%、200～400万円未満：45.2%）が、400～600万円未満・600万円以上では「現在も受け取っている」（400～600万円未満：48.2%、600万円以上：50.0%）が最も多くなっています。



④ 経済的な状況

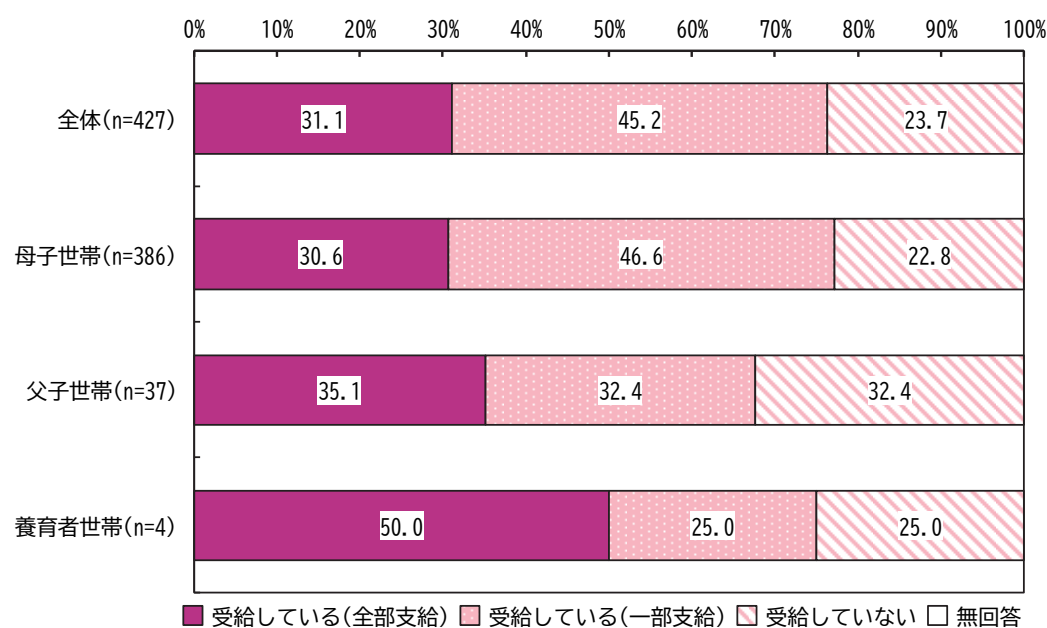
◆世帯×生活保護の受給状況

生活保護の受給状況を世帯別にみると、どの世帯でも「受給していない」（母子世帯：90.9%、父子世帯：89.2%、養育者世帯：75.0%）が最も多くなっています。



◆世帯×児童扶養手当の受給状況

児童扶養手当の受給状況を世帯別にみると、母子世帯では「受給している（一部支給）」（46.6%）が、父子世帯と養育者世帯では「受給している（全部支給）」（父子世帯：35.1%、養育者世帯：50.0%）が最も多くなっています。



◆世帯×小学生以上の教育経費の負担

小学生以上の負担に感じる教育経費を世帯別にみると、母子世帯・父子世帯では「学習塾や習い事等の学校以外の教育費」（母子世帯：36.3%、父子世帯：24.3%）が、養育者世帯では「部活やクラブ活動費」（50.0%）が最も多くなっています。

単位（%）

	全体 (件)	授業料	学用品費	給食費・お弁当代	校外学習や 修学旅行等の 経費	部活やクラブ活動費	学習塾や習い事等の 学校以外の教育費	その他	特に負担に感じる 教育経費はない	無回答
全体	427	11.5	7.3	3.5	14.5	5.2	34.9	3.0	4.2	15.9
母子世帯	386	11.4	7.0	3.4	14.5	4.7	36.3	3.1	3.9	15.8
父子世帯	37	13.5	10.8	5.4	13.5	5.4	24.3	2.7	8.1	16.2
養育者世帯	4	0.0	0.0	0.0	25.0	50.0	0.0	0.0	0.0	25.0

◆世帯×高校生・大学生の教育経費の負担

高校生・大学生の負担に感じる教育経費を世帯別にみると、母子世帯・父子世帯では「入学金・授業料」（母子世帯：30.8%、父子世帯：43.2%）が最も多くなっています。

単位（%）

	全体 (件)	受験料	入学金・授業料	交通費	部活動費	学習塾や習い事等の 学校以外の教育費	その他	特に負担に感じる 教育経費はない	無回答
全体	427	2.3	31.6	2.6	1.4	5.2	2.3	0.7	53.9
母子世帯	386	2.6	30.8	2.3	1.3	5.4	2.6	0.5	54.4
父子世帯	37	0.0	43.2	5.4	2.7	2.7	0.0	0.0	45.9
養育者世帯	4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	75.0

◆世帯×こどもの進学への心配ごと

こどもの進学への心配ごとを世帯別にみると、どの世帯でも「学費の支払い」（母子世帯：60.9％、父子世帯：51.4％、養育者世帯：25.0％）が最も多くなっています。

単位（％）

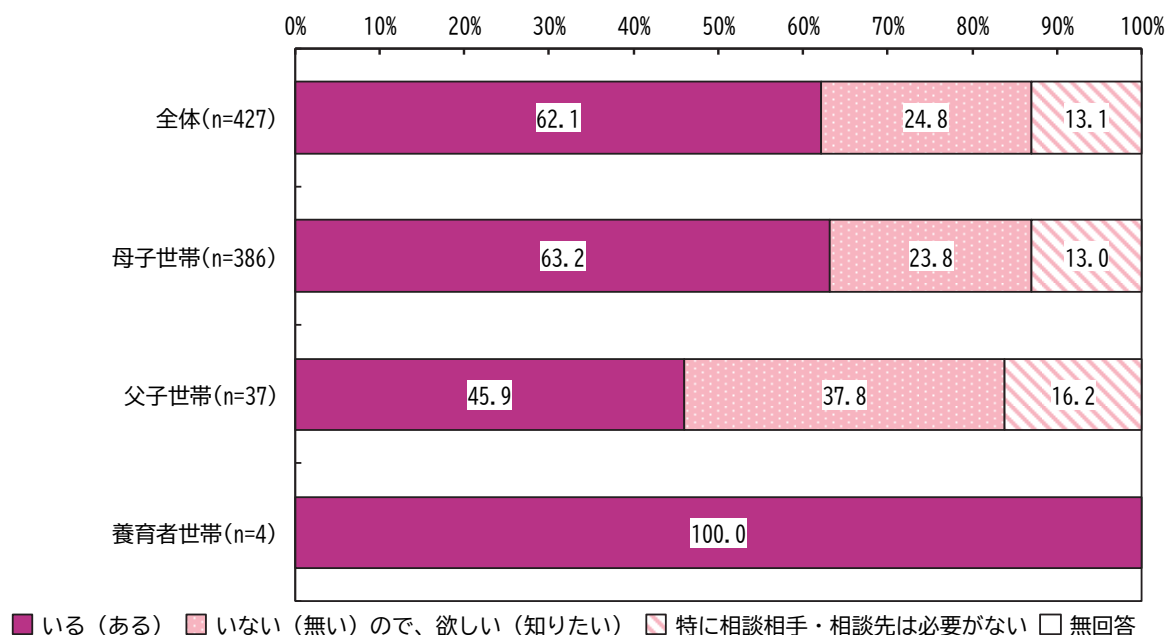
	全体 (件)	子どもの 進学意欲や学力	進路や進学先の選択	学習塾等の 学校以外の教育費	学費の支払い	その他	今は思い浮かばない	特に心配なことはない	無回答
全体	427	12.9	8.7	8.0	59.7	1.6	4.9	3.3	0.9
母子世帯	386	11.9	8.3	8.0	60.9	1.6	5.2	3.1	1.0
父子世帯	37	24.3	10.8	8.1	51.4	0.0	2.7	2.7	0.0
養育者世帯	4	0.0	25.0	0.0	25.0	25.0	0.0	25.0	0.0

⑤ 相談先等・支援の利用状況

◆世帯×相談先の有無

相談先の有無について世帯別にみると、どの世帯でも「いる（ある）」（母子世帯：63.2%、父子世帯：45.9%、養育者世帯：100%）が最も多くなっています。

一方で、「いない（無い）ので欲しい（知りたい）」（母子世帯：23.8%、父子世帯：37.8%）と回答した世帯も一定数あり、相談窓口につなげる連携や、さらなる周知が必要とされていることがうかがえます。



◆世帯×相談相手（複数回答）

相談先があると回答した世帯に、相談相手について聞いたところ、どの世帯でも「家族・親戚」（母子世帯：79.1％、父子世帯：70.6％、養育者世帯：75.0％）が最も多く、次いで「友人・知人」（母子世帯：75.8％、父子世帯：64.7％、養育者世帯：75.0％）となっています。

単位（％）

	全体 (件)	家族・親戚	友人・知人	職場の同僚・上司	民生委員・児童委員	保育所・幼稚園	学校	母子・父子自立支援員
全体	265	78.5	75.1	33.6	1.9	2.3	10.2	2.3
母子世帯	244	79.1	75.8	34.4	1.2	2.5	9.8	2.5
父子世帯	17	70.6	64.7	23.5	5.9	0.0	5.9	0.0
養育者世帯	4	75.0	75.0	25.0	25.0	0.0	50.0	0.0

	全体 (件)	離別した相手	児童相談所	民間の相談機関	インターネットを利用した匿名の不特定多数	市等の行政の相談窓口 (法律相談等)	その他	無回答
全体	265	4.2	3.0	0.8	1.1	5.3	2.6	1.1
母子世帯	244	4.1	2.9	0.8	0.8	5.3	2.9	1.2
父子世帯	17	5.9	0.0	0.0	5.9	0.0	0.0	0.0
養育者世帯	4	0.0	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0

◆世帯×現在の困りごと（複数回答）

現在の困りごとについて世帯別にみると、どの世帯も「収入のこと」（母子世帯：77.2％、父子世帯：67.6％、養育者世帯：100％）が最も多くなっています。

単位（％）

	全体 (件)	住居のこと	仕事のこと	収入のこと	家事のこと	自分の健康のこと	親族の健康・介護のこと	生活態度のこと (お子さんの)	教育や将来のこと (お子さんの)
全体	427	25.1	35.6	76.6	18.7	38.2	16.9	17.8	64.9
母子世帯	386	26.4	35.5	77.2	18.7	38.6	16.6	17.6	67.1
父子世帯	37	8.1	37.8	67.6	16.2	29.7	13.5	21.6	45.9
養育者世帯	4	50.0	25.0	100.0	50.0	75.0	75.0	0.0	25.0

	全体 (件)	交友関係のこと (お子さんの)	学区のこと (お子さんの)	栄養、食事のこと (お子さんの) 健康や	障がいのこと (お子さんの)	その他	特につらみや 困っていることはなかった	無回答
全体	427	12.6	5.6	18.3	8.9	1.9	3.5	0.7
母子世帯	386	11.4	5.4	17.9	8.5	2.1	3.4	0.8
父子世帯	37	21.6	8.1	24.3	10.8	0.0	5.4	0.0
養育者世帯	4	50.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0

◆世帯×情報の入手元（複数回答）

情報源を世帯別にみると、母子世帯・父子世帯では「市の広報・HP・パンフレット・メール・アプリ」（母子世帯：58.0％、父子世帯：48.6％）は、養育者世帯では「相談支援機関や医療・福祉の人」（75.0％）が最も多く、次いで、どの世帯も「インターネット・SNS（LINE、X）等」（母子世帯：26.4％、父子世帯：21.6％、養育者世帯：50.0％）となっています。

単位（％）

	全体（件）	家族・親族	友人・知人・近所の人	幼稚園、保育園、認定こども園、学校など	子育て支援施設（児童センター・はぐはぐ広場等）	民生委員・児童委員	相談支援機関や医療・福祉の人	市の広報・HP・パンフレット・メール・アプリ
全体	427	7.3	12.4	10.8	6.6	2.3	7.0	56.9
母子世帯	386	7.8	13.7	10.6	7.3	1.8	6.0	58.0
父子世帯	37	2.7	0.0	10.8	0.0	5.4	10.8	48.6
養育者世帯	4	0.0	0.0	25.0	0.0	25.0	75.0	25.0

	全体（件）	テレビ・新聞・雑誌などのマスメディア	インターネット・SNS（LINE、X）等	その他	情報源がないので、入手できない	で、入手方法がわからない	無回答
全体	427	8.0	26.2	2.3	3.7	7.5	2.8
母子世帯	386	7.5	26.4	1.8	3.9	7.3	2.6
父子世帯	37	13.5	21.6	8.1	2.7	10.8	5.4
養育者世帯	4	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0

◆支援の利用状況と利用意向

行政サービス等の利用状況は、「利用したことがある」では⑪ひとり親サポートメール（29.7%）、⑩かしわこども未来学習会（18.0%）の順、「知っているが、利用したことはない」では、①かしわファミリー・サポート・センター（64.6%）、⑤自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金（54.1%）の順に割合が多くなっています。

今後の利用意向は、「知らないが、今後利用してみたい」では、③JR定期券割引（37.7%）、⑭ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金（35.1%）、⑨柏市ひとり親福祉会（26.2%）の順に割合が多くなっています。

単位（%） n=427

	利用したことがある	知っているが、利用したことはない	知らないが、今後利用してみたい	知らないし、特に利用したくない	無回答
①かしわファミリー・サポート・センター	8.4	64.6	10.3	12.6	4.0
②かしわファミリー・サポート・センター利用料助成	2.6	51.3	20.6	20.4	5.2
③JR定期券割引	12.2	37.9	37.7	7.7	4.4
④母子・父子自立支援員（就労、子どもの学費に関する相談など）	9.1	48.0	23.9	12.9	6.1
⑤自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金	6.8	54.1	17.6	15.2	6.3
⑥母子父子寡婦福祉資金（貸付金）	3.0	49.4	19.7	20.8	7.0
⑦高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（給付金）	0.5	37.5	19.4	34.7	8.0
⑧就労のための講習会（介護、パソコン講習会）	4.0	49.4	16.9	22.2	7.5
⑨柏市ひとり親福祉会	2.1	32.8	26.2	31.1	7.7
⑩かしわこども未来学習会（学習支援）	18.0	33.5	23.4	17.6	7.5
⑪ひとり親サポートメール（講習会、手当支給日、寄附品・イベント等の案内）	29.7	27.4	21.5	15.5	5.9
⑫子育て短期支援事業（ショートステイ）	2.6	29.3	17.1	43.3	7.7
⑬こども食堂	13.1	46.4	14.3	18.7	7.5
⑭ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金	1.2	29.5	35.1	27.2	7.0

4 施策の方向性取り組み

(1) 基本理念

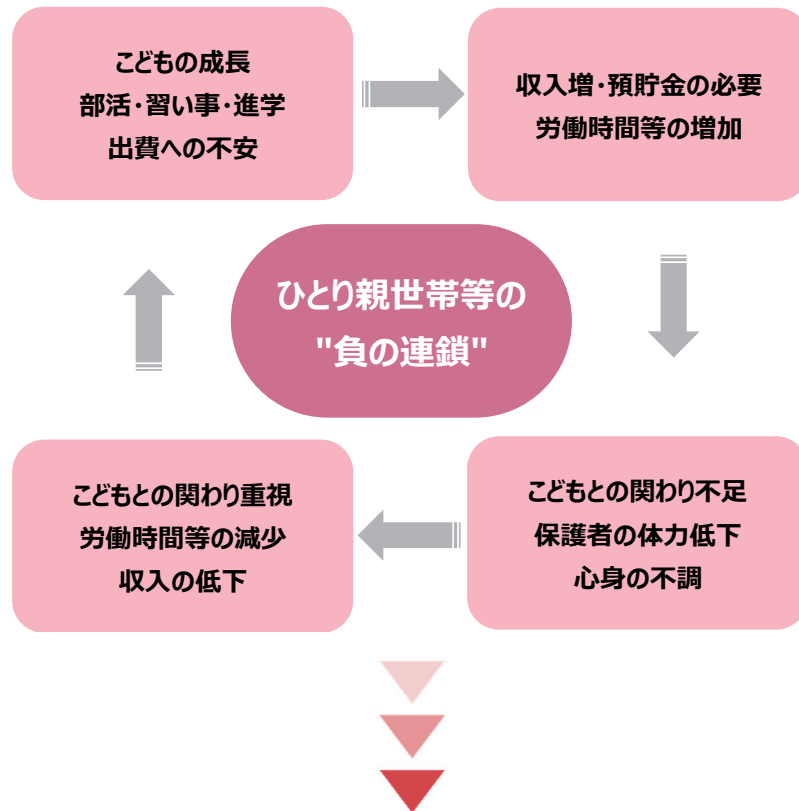
すべてのひとり親家庭等に “あんしんの環”を広げるまち

ひとり親家庭等では、多くが生計の維持と子育ての両方の負担を一人で担わなければならないため、収入面や時間の制約を受けることが多く、安定した収入を得ることと子育ての時間を確保することの両立が困難となる「負の連鎖」に陥ってしまう傾向があります。

そこで、第3期計画では「すべてのひとり親家庭等に“あんしんの環”を」を基本理念に掲げ、ひとり親家庭等の経済的自立と安定した生活への支援に取り組んできました。

第4期計画では、第3期計画の基本理念を引き継ぐとともに、“あんしんの環”をさらに広げることを目指し、「すべてのひとり親家庭等に“あんしんの環”を広げるまち」を基本理念として、すべてのひとり親家庭等が自立し、安定した生活を送ることやその家庭におけるこどもたちが、将来に向かって夢や希望をもって、いきいきと成長することができるまちを目指します。

ひとり親世帯等の“負の連鎖”



ひとり親世帯等の“あんしんの環”



(2) 基本目標と施策の方向性

基本目標１ 子育て・生活支援の推進

ひとり親家庭等の世帯において十分な収入が得られない等の理由により、こどもの教育・学習に影響を与え、その後の進学や就職するにあたっても選択肢が限られるなど、こどもの世代も貧困に陥る「貧困の連鎖」が大きな課題となっています。

アンケート調査においても、学習塾や習い事等の学校以外の教育費が負担に感じている、ひとり親家庭等の回答が多くなっています。

これらのことから、ひとり親家庭等が安心して子育てと就業の両立を図り、安定した生活を送ることができるよう、子育てや生活の基盤となる住居に関する取り組みについて整備するほか、こどもの学習についても支援を推進します。

基本目標２ 就業支援の推進

ひとり親家庭等は子育てと生計の維持を一人で担っていることから、職種や雇用形態、労働条件の制限、制約が生じる等の課題があります。

アンケート調査では、９割以上のひとり親家庭等が就労しているものの、約半数は正社員以外の雇用形態となっており、転職を希望しているかたも３割以上となっています。

ひとり親家庭等が十分な収入を得られ、経済的に自立した生活を送ることができるよう、資格の取得や職業機会の創出等、就業に関する支援の充実を図ります。

基本目標３ 養育費確保支援の推進

養育費を受け取ることはこどもの権利であるにもかかわらず、離婚を原因とするひとり親家庭等では未だにその確保が十分ではない状況にあります。

アンケート調査においても、約６割のひとり親家庭等が現在も養育費を受け取っていないと回答しており、養育費の重要性や社会的認識についての周知が必要です。

ひとり親家庭等の生活を支え、こどもたちの健やかな成長を図るためにも、養育費を確保するとともに、適切な親子交流ができるよう、各種支援体制を整備します。

基本目標4 経済的支援の推進

アンケート調査の結果では、ひとり親になったとき及び現在のどちらにおいても、「収入のこと」が悩みごととして最も多く、長期に渡り経済的な困窮状態が続いていることがうかがえます。

個々の事情に応じ、経済的支援や教育・就学援助などを組み合わせ、多様な角度から支援を行うほか、就労や稼働収入の増加などひとり親家庭等の自立に関する視点も大切にしながら、生活の安定と自立促進、こどもの育ちを守る取り組みを推進します。

基本目標5 相談支援体制の推進

ひとり親家庭等が抱える問題は多岐にわたりますが、アンケート調査では公的機関への相談経験が少ないことをはじめ、支援や行政サービスについての認知度が低いといった課題が見られました。

また、地域や当事者団体との関わり状況から、相談相手が見つかりにくいといった課題への対応も必要となっています。

相談支援体制を整備することで、困難を抱えるひとり親家庭等が相談窓口等につながることは、就労・こどもの教育・経済的支援など、これまで潜在化されていた課題や困りごとへの解決に結びつく可能性があり、すべてのひとり親家庭等が“あんしんの環”の状態に近づくための土台となります。

各種制度の周知を図り、身近な方法でより分かりやすく、利用しやすい情報提供も進めながら、相談支援体制を充実していきます。

(3) 施策体系図

基本理念の下、取組むべき方向性を基本目標として定め、目標ごとに必要な施策に体系的に取り組めます。



施策1 子育て・生活支援の推進

安心して子育てと仕事の両立ができるよう、保育・育児の支援や住宅の確保など、多様なサービス及び子育て支援事業の充実を図っていきます。

また、子育てにおいてひとり親家庭等が孤立することがないよう、子育てに関する相談や情報提供等の充実を図ります。

あわせて、ひとり親家庭等のこどもたちに向けて、基本的な生活習慣の習得や学習支援を行い、こどもたちが将来、社会で自立した生活が送れるよう支援に取り組んでいきます。

(1) 保護者の生活支援

①保育所

保護者のかたの就労や病気等で、保育を必要とする小学校入学前までの乳幼児を保育します。 ひとり親家庭や生活保護受給世帯については、就職や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、優先的な入所に配慮します。	保育運営課
---	-------

②こどもルーム

保護者が昼間、就労や病気等により保育をすることができない家庭の児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場となる「こどもルーム」を提供し、その健全な育成を図ります。 ひとり親家庭や生活保護受給世帯については、就職や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、児童の優先入所に配慮します。	アフター スクール課
---	---------------

③保育所・学童保育（こどもルーム）の優先入所

ひとり親家庭のこどもが保育所・学童保育に優先して入所できるように配慮することで、就業・就職活動が行いやすい環境づくりに引き続き取り組みます。	アフター スクール課 保育運営課
--	------------------------

④一時預かり事業

保育園の入所基準に該当しない程度での就労や、病気やケガ、買い物、リフレッシュなどの理由からこどもを保育園や一時預かり施設で一時的に預かることで子育ての負担軽減に努めます。市内の認可保育園、はぐはぐポケット中央にて実施しています。	子育て支援課 保育運営課
--	-----------------

⑤病児・病後児保育事業

病中又は回復期のこどもについて、保護者の就労の都合などにより家庭における保育や集団保育が困難な場合、看護師・保育士が一時的に保育を行います。	保育運営課
---	--------------

⑥はぐはぐひろば（地域子育て支援拠点）事業

乳幼児親子が安心して集うことができる場を提供し、親子同士の交流を通じた仲間づくりや、子育て関連情報の提供、子育ての悩み相談、育児講座などを行います。	子育て支援課
---	---------------

⑦ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助をしてほしい人と援助をしたい人が会員となり、子育て中の親子を支援する会員同士が支え合う事業で、研修を受けた協力会員が保護者に代わって送迎や預かりの援助を行います。 また、ひとり親世帯は申請により、利用料の半額を助成します。	子育て支援課 こども福祉課
---	--------------------------

⑧子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が疾病、出産、看護、事故、育児疲れ等で一時的に養育が困難となった時、短期間、お子さんを児童養護施設へ預けることができる事業を実施します。	こども相談センター
--	------------------

（２）学習の支援

①こどもの生活・学習支援事業

こどもたちが将来自立した生活が営めるよう、基本的な生活や学習習慣のみならず、自己肯定感やコミュニケーション等の学習の土台となるべき意識の醸成や能力の向上を図るため、生活保護、児童扶養手当、就学援助などの受給世帯の小学４年生から中学２年生までを対象に、近隣センター等で「かしわこども未来学習会」を実施します。	こども福祉課
--	---------------

②学習支援事業

生活保護、児童扶養手当、遺児手当、ひとり親医療費、就労援助受給世帯の中学２・３年生及び高校生を対象に学習会を実施し、確実な高校進学、将来の選択肢を広げるとともに、居場所の提供など、貧困の連鎖の防止に努めます。	生活支援課
--	-------

（３）住宅確保に向けた支援

①市営住宅への入居の優遇

ひとり親家庭が市営住宅を希望する場合、入居の抽選にあたって当選確率を高めるなどの優遇措置を適用します。また、県営住宅やひとり親家庭等の住宅確保を支援する団体等の情報を提供します。	住宅政策課
---	-------

②住宅確保への支援

緊急時の避難先の確保として、公的シェルターや、母子生活支援施設を含む民間シェルターの活用など、各種福祉施策や関係団体との連携等を通じて、継続して自立支援に向けた取り組みを実施します。	こども相談センター
---	-----------

③住居確保給付事業

離職から２年以内で住宅を喪失又は喪失のおそれのあるかたに、収入状況等により生活保護の住宅扶助基準の範囲内で家賃相当額を有期で支給し、就労機会の確保や常用就労移行による増収等、生活の安定を図ります。	生活支援課
--	-------

施策２ 就業支援の推進

ひとり親家庭等がより良い雇用条件で就業し、安定した収入を得ることができるよう、きめ細やかな就労相談及び就労支援を実施し、経済的な自立に向けた支援を推進していきます。

また、就職や転職を考えているひとり親に対し、自らが望む就業に結びつくよう、資格や技能を習得するための講習会の実施、資格取得中の生活費の負担軽減、教育訓練講座の受講修了者に対する給付金の支給など、幅広い就業支援に取り組んでいきます。

（１）ひとり親家庭に対する就労の支援

①母子・父子自立支援プログラム策定事業

ひとり親家庭等の親の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取り組み等の状況を聞き取り、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより自立目標を設定した上で、ニーズに応じた生活支援や就業支援等の支援メニューを組合せたプログラムを策定し、就労に結びつけます。 「かしわ就労自立サポートセンター」に常駐しているハローワークの職員と連携して、相談者の状況やニーズに応じた対応を行います。	こども福祉課
--	--------

②就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭に対し、介護職員初任者研修等の就業支援講習会やパソコンスキルを磨く講座を開催し、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得する機会を設けています。 また、講座修了後に利用者へのアンケート調査を実施し、結果や意見を分析し、効果的な事業を検討・企画します。	こども福祉課
---	--------

③自立支援教育訓練給付金事業

雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がないひとり親家庭の親が教育訓練講座を受講する場合、教育訓練経費助成することで、ひとり親家庭の就業と経済的自立を支援します。	こども福祉課
--	--------

④高等職業訓練促進給付金事業

就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、ひとり親のかたが6か月以上の養成期間を要する国家資格等を取得する際に最大4年間高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給することにより、生活の負担軽減を図ります。	こども福祉課
--	--------

⑤高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格とされる看護師、准看護師、保育士及び介護福祉士等の取得を目指すひとり親のかたに、養成機関在学中（最大３年間）に最大月額５万円を貸し付け、資格取得を促進し、自立の促進を図ります。 なお、養成機関卒業から１年２ヶ月以内に取得した資格を活かして就職し、市内でその職に従事した期間が５年間を満たした場合は返済免除とします。	こども福祉課
--	--------

⑥高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないひとり親とその児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講した場合に、受講料を支給します。	こども福祉課
--	--------

（２）就労と子育てとの両立に対する支援

①保育所【再掲】

保護者のかたの就労や病気等で、保育を必要とする小学校入学前までの乳幼児を保育します。 ひとり親家庭や生活保護受給世帯については、就職や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、優先的な入所に配慮しています。	保育運営課
--	-------

②こどもルーム【再掲】

保護者が昼間、就労や病気等により保育をすることができない家庭の児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場となる「こどもルーム」を提供し、その健全な育成を図ります。 ひとり親家庭や生活保護受給世帯については、就職や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、児童の優先入所に配慮します。	アフター スクール課
--	---------------

③ファミリー・サポート・センター事業【再掲】

子育ての援助をしてほしい人と援助をしたい人が会員となり、子育て中の親子を支援する会員同士が支え合う事業で、研修を受けた協力会員が保護者に代わって送迎や預かりの援助を行います。 また、ひとり親世帯は申請により、利用料の半額を助成します。	子育て支援課 こども福祉課
---	------------------

④病児・病後児保育事業【再掲】

病中又は回復期のこどもについて、保護者の就労の都合などにより家庭における保育や集団保育が困難な場合、看護師・保育士が一時的に保育を行います。	保育運営課
--	-------

（３）ハローワーク等との連携強化

①就業相談事業

市役所内にあるハローワーク窓口のかしわ就労自立サポートセンターと連携し、ひとり親と母子・父子自立支援員、ハローワーク就労支援ナビゲーターの三者での相談を通じて、ひとり親のニーズに応じた就業につなげることで、ひとり親家庭の自立を促進します。	こども福祉課
---	--------

施策3 養育費確保支援の推進

生活の安定とこどもの健やかな成長のためには養育費が欠かせないことから、養育費の取り決めや確保、親子交流に関しては、専門的知識を持つ弁護士等による相談事業を実施するなど、養育費等の確保に向けた相談支援の取組を進めていきます。

(1) 養育費確保の支援

①養育費確保に関する周知

児童が健やかに成長するための養育費の確保について、養育費の取り決めの方法や合意書の記入方法、親子交流の取り決めについて、ホームページやチラシにて周知します。	こども福祉課
--	--------

②養育費等無料法律相談

養育費の取り決めや離婚前に関わることについて、専門的なアドバイスを受けられるよう、弁護士による無料法律相談を実施します。	こども福祉課
--	--------

③離婚前後親支援事業

ひとり親家庭等の養育費確保を促進するため、公正証書等の作成費用及び養育費保証会社との保証契約に要する初回保証料を補助し、ひとり親家庭への経済的な支援を実施します。	こども福祉課
---	--------

施策4 経済的支援の推進

児童手当の給付をはじめとする各種手当や貸付・助成など経済的負担を軽減する施策に取り組んでいきます。

また、こどもたちの未来が経済的な状況によって左右されることのないよう、教育や就学に対する支援体制の充実を図ります。

(1) 子育てに関する経済的支援

①児童手当

児童を養育している家庭等における生活の安定と児童の健やかな成長を図るため、当該児童の養育者に手当を支給します。 国の制度拡大に伴い、令和6年10月分から、所得制限を撤廃し、支給対象年齢を18歳到達後の最初の年度末までの高校生年代までに延長しています。また、支給回数を年3回から年6回に増加しています。	こども福祉課
---	--------

②こども医療費助成

こどもの保健対策及び子育て支援の充実のために、高校生相当の年齢までの児童を対象に、保険診療分の医療費を助成します。市民税所得割非課税世帯に該当する場合は、自己負担金の全額を助成します。	こども福祉課
--	--------

③小児インフルエンザ予防接種の費用助成

子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、発病及び重症化の予防を図るため、生後満6か月から小学6年生までのこどもを対象とした小児インフルエンザ予防接種の一部費用を助成します。	健康増進課
---	-------

④多子世帯・ひとり親世帯等への保育料軽減

多子世帯の保育料負担の軽減を図るため、令和7年4月からこどもの人数に係る年齢制限を撤廃し、第2子は半額、第3子以降は無償化しています。また、年収約360万円未満世帯のひとり親世帯等の保育料を、第1子は半額、第2子以降は無償化します。	保育運営課
--	-------

⑤第3子以降の学校給食費の無償化

扶養上の第3子以降のうち、市立小中学校に在籍する児童生徒について、学校給食費を無償化します。あわせて、認定された児童生徒のうち、アレルギー等により給食の提供を受けられない場合は給食費相当額を補助します。	学校給食課
---	-------

⑥制服バンク

卒業等で不要になった市内公立中学校の制服を譲り受け、提携しているクリーニング店を介し、就学援助を受けられている世帯等へ譲渡します。	学校教育課
---	-------

⑦幼児教育の無償化

幼児教育の発展及び幼児教育の機会の均等化を図ることを目的として、私立幼稚園に在園する園児の入園料及び保育料を減免することで、保護者の経済的負担を軽減します。	保育運営課
--	-------

⑧こどもルームの保育料軽減

入所児童世帯が生活保護、就学援助、市民税非課税・均等割のみ課税世帯に該当する場合は、経済的負担の軽減を図るため、保育料の全部又は一部を減免します。	アフター スクール課
---	---------------

⑨児童扶養手当

離婚や死別などで、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育されている家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るために手当を支給します。 国の制度拡大に伴い、令和6年10月分から、所得制限を緩和し、第3子以降の加算額を第2子と同額に増額し、ひとり親家庭等への経済的な支援を拡充しています。	こども福祉課
---	--------

⑩ひとり親家庭等医療費等助成

経済的に厳しい環境にあるひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るとともに、安心して必要な医療が受けられるよう、ひとり親家庭の児童及び養育者が保険診療や調剤を受けた場合、その自己負担額の一部又は全部を助成します。	こども福祉課
--	--------

⑪ファミリー・サポート・センター利用料助成

ひとり親家庭等の就労支援と育児の負担軽減を図るため、所得が基準額以下のかたが、かしわファミリー・サポート・センターを利用した場合に、利用料の半額を助成します。	こども福祉課
---	--------

⑫遺児等養育手当

病気や交通事故などにより、両親又は父母のいずれかを亡くされた市内に在住する義務教育修了前の遺児を扶養しているかたに対し、手当等を支給します。	こども福祉課
--	--------

⑬母子父子寡婦福祉資金の貸付

ひとり親家庭等の経済的自立支援やこどもの福祉の増進を図るため、こどもの進学や親の技能習得等のための資金の貸付を行います。	こども福祉課
--	--------

⑭妊婦のための支援給付

妊娠・出産に伴う、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用者負担軽減を図ることを目的に、妊婦のための支援給付を行います。	母子保健課
--	-------

⑮妊婦等に対する初回産科受診料助成

生活保護世帯や市民税非課税世帯のかたの妊娠判定に係る検査費用について助成を行います。	母子保健課
--	-------

(2) 教育に関する経済的支援

①就学援助制度の充実

小・中学校に就学するお子さんが安心して教育を受けられるよう、経済的理由により就学が困難な児童生徒の要保護者又は準要保護者に対し、学用品費及び学校給食費等の援助を行います。	学校教育課
---	-------

②地域クラブ参加費支援事業補助金

地域クラブに参加する中学校の生徒の保護者負担の軽減を図り、こどもたちが多様なスポーツ活動や文化芸術活動に参加する機会の充実に資することを目的として補助金を交付します。 補助金の交付を受けることができるかたは、生活保護若しくは就学援助の認定のある世帯、又は社会的養護の施設等に入所するかたで、本市が設置する中学校の生徒のうち、地域クラブに参加するこどもと生計を共にする保護者、又は養護するかたです。	指導課
--	-----

③特別支援教育就学奨励費

教育の機会均等の趣旨を踏まえ、特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、学用品費及び給食費等を支給しています。	学校教育課
--	-------

④生活保護制度に係る高等学校等就学費の支給

生活保護を受給している世帯であって、高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合に、原則として当該学校における正規の修業年限に限り、授業料や入学料及び入学考査料等の高等学校等就学費を支給します。	生活支援課
--	-------

⑤生活保護世帯のこどもの学習塾等費用の収入認定除外

生活保護世帯の高校生の奨学金、アルバイト収入をそのこどもの学習塾等の費用に充てる場合には、充てた金額を生活保護費の収入認定から必要に応じて除外します。	生活支援課
--	-------

⑥生活保護世帯の高校生等のアルバイト収入等の収入認定除外

生活保護世帯の高校生の就労収入等のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、必要に応じて収入認定から除外します。	生活支援課
--	-------

⑦法外援護事業（修学旅行支度費）

小・中学生が修学旅行に参加する場合、生活保護受給者の生活の安定及び福祉の向上の観点から、生活保護法で対象とされていない修学旅行支度費を支給します。	生活支援課
--	-------

施策5 相談支援体制の推進

子育てのみならず生活面や就労など、ひとり親家庭等が抱える様々な悩み・課題に対して、プライバシーに留意しながらきめ細やかに対応できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

支援を必要とするひとり親家庭等に確実に情報が届くよう、関係機関・団体との連携を深め、積極的な情報発信にも取り組んでいきます。

(1) 相談支援体制の強化

①母子・父子自立支援員相談事業

ひとり親家庭が抱える、子育てや生活、就労、養育費、家計についての悩みや困りごとにきめ細かく対応するとともに、母子・父子自立支援員をはじめとするひとり親家庭の自立支援に関わる人材の資質の向上に努めます。	こども福祉課
--	--------

②ひとり親家庭等に対する自立支援

ひとり親家庭等については、「子育て・生活支援」、「就業支援」、「養育費確保支援」、「経済的支援」「相談支援体制」を柱とした総合的な施策を引き続き推進します。 また、母子・父子自立支援相談事業として、ひとり親家庭等の抱えている経済的な問題、職業能力の向上、就業についての相談、その他生活全般に関する相談等、自立に必要な相談・支援を行います。	こども福祉課
--	--------

(2) 情報提供の充実

①教育費支援等の情報発信

経済的な理由でこどもの進学をあきらめることのないよう、高等教育の修学支援制度など国や千葉県、日本学生支援機構等で扱っている教育費支援の最新情報を収集し、適時適切な情報発信に努めます。	こども福祉課
---	--------

②ひとり親サポートガイドの作成

ひとり親家庭に関する相談や手続き、手当などの各種支援情報を簡潔にまとめた冊子を作成し、毎年8月にある児童扶養手当の現況届提出時に配布、またホームページで冊子の情報を掲載し、すべてのひとり親家庭に情報を周知します。	こども福祉課
--	--------

③メール等を活用した情報発信

ひとり親家庭に対する支援施策について、引き続き広報誌や子育てサイト「はぐはぐ柏」による広報啓発に加えて、メールやSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等を活用した情報発信を行います。	こども福祉課
--	--------

④ひとり親支援団体等との連携

ひとり親家庭については、各種支援施策や社会資源の情報が届きづらい場合も考えられることから、ひとり親家庭等の交流の場となっている団体やひとり親と接する機会のある地域団体との連携を深め、必要な情報を届けられるように取り組みます。	こども福祉課
--	--------

5 成果指標

本計画の進捗状況や効果等について検証・評価するため、国のこども大綱及び「こどもまんなか実行計画2024」で掲げている指標のうち、本計画に関連する内容について、柏市の数値と目指す方向性を以下のとおり設定します。

No.	指標	R5 こども大綱			
		全国	柏市	方向性	出典
1	ひとり親家庭のこどもの進学率 (中学校卒業後)	94.7% (令和3年)	95.7% (令和6年8月)	↗	児童扶養手当 現況届 アンケート
2	ひとり親家庭のこどもの進学率 (高等学校等卒業後)	65.3% (令和3年)	64.8% (令和6年8月)	↗	児童扶養手当 現況届 アンケート
3	ひとり親家庭の親の就業率 (母子家庭)	83.0% (令和2年)	92.0% (令和6年3月)	↗	柏市ひとり親 世帯等調査
4	ひとり親家庭の親の就業率 (父子家庭)	87.8% (令和2年)	86.5% (令和6年3月)	↗	柏市ひとり親 世帯等調査
5	ひとり親家庭のうち養育費に ついての取決めをしている 割合(母子世帯)	46.7% (令和3年)	55.0% (令和6年3月)	↗	柏市ひとり親 世帯等調査
6	ひとり親家庭のうち養育費に ついての取決めをしている 割合(父子世帯)	28.3% (令和3年)	20.7% (令和6年3月)	↗	柏市ひとり親 世帯等調査
7	養育費受領率(母子世帯)	28.1% (令和3年)	41.3% (令和6年3月)	↗	柏市ひとり親 世帯等調査
8	養育費受領率(父子世帯)	8.7% (令和3年)	3.4% (令和6年3月)	↗	柏市ひとり親 世帯等調査
9	母子・父子自立支援員相談事業 の相談件数	—	1,905 件 (令和6年3月)	↗	令和5年度 実績
10	悩みや困りごとの相談相手・相 談先はいますか(ありますか)。 (相談相手・相談先がいる (ある)の割合)	—	62.1% (令和6年3月)	↗	柏市ひとり親 世帯等調査

6 計画の推進体制

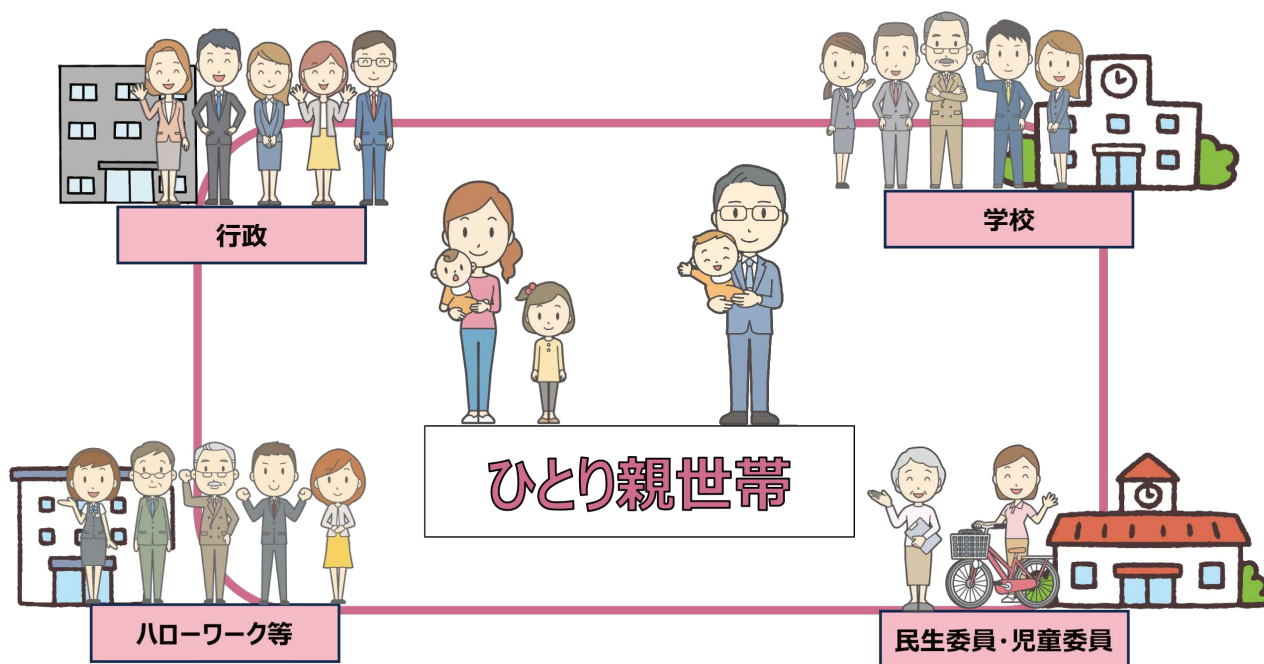
(1) 計画の推進体制

ひとり親家庭が抱える困難は、様々な要因が複雑に重なり合っていることが多く、それぞれの置かれた状況に応じたきめ細かな支援が重要です。

本計画の推進にあたっては、関係部署間による効果的な連携・協力体制を確保するとともに、学校、ひとり親福祉団体や民生委員・児童委員、ハローワーク等の関係機関や団体等と状況に応じて連携・協働を図ることで、各種施策を総合的に推進していきます。

また、法令・制度等の改廃などの社会状況の変化やひとり親家庭等のニーズ等に対応するため、必要に応じて各施策の見直しを行うなど適切な進行管理に努めます。

計画の推進体制のイメージ図



(2) 計画の評価と検討

本計画における施策の取組状況について進捗管理を行います。また、次期計画の策定に向けて、計画期間中に改めてひとり親世帯等調査を行うことで、計画の効果を検証し評価するとともに、次期計画の策定や未来の取り組みにつなげていきます。